

議案第51号

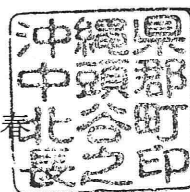
住居表示の実施区域と方法について

住居表示を実施する区域及び当該区域の住居表示の方法を定めることについて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 住居表示を実施する区域
別図のとおり
- 2 住居表示の方法
街区方式

令和2年9月8日提出

北谷町長 野国 昌春



提案理由 住居表示の実施区域と方法については、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。
これが、この議案を提出する理由である。

令和2年9月25日 原案可決

北谷町議会議長 亀谷 長久

この写しは原本と相違ないことを証明する

令和2年9月25日

北谷町長 野 国 昌 春

